

媒介等業務受託者届出マニュアル

本マニュアルは、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。）により、新設された媒介等業務受託者（いわゆる販売代理店）の届出制度について、届出を要する者の範囲や届出の手続等について解説を行うものです。

令和元年10月の改正法の施行以降、新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者におきましては、事前に届出を行うよう、本マニュアルを参考として、早期に届出手続の準備を進めていただきますことをお願いいたします。

令和3年9月

総務省

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
令和元年6月21日	—	暫定版公表
令和元年7月1日	4頁、40頁等	施行日についての記述の修正、総合通信局等の所在地の追加等
令和元年8月19日	14頁、15頁等	返信用封筒に貼付する切手の金額の修正等
令和元年8月28日	4頁、14頁、30頁等	施行日の日程追記、登記事項証明書等の発行期限の追加、Q & Aの追加等
令和元年9月6日	14頁、18頁、35頁等	届出書様式の公表を受けた修正（届出書様式ファイルの掲載先URLの追記）等
令和元年10月3日	14頁、15頁、17頁、20頁	届出添付資料に関する（コピー不可）の追記等
令和2年4月1日	4頁、6頁、14頁等	改正法施行直後の経過措置に関する記述の削除等
令和2年12月1日	14頁、18頁、29頁、33頁、34頁、35頁等	総務大臣への定期報告に係る追記、届出書における押印廃止による届出書様式の修正等
令和3年3月1日	14頁、16頁、18頁、19頁、28頁、31頁、36頁	届出添付資料に関する追記等（変更の届出等に対して完了の通知を求める場合における添付資料等）
令和3年3月15日 （運用開始は4月1日から）	16頁、21頁、22頁、31頁、32頁、37～41頁	届出様式の変更、報告制度に関する記載の追記等
令和3年6月24日 （運用開始は7月1日から）	31～32頁	報告制度のログインアカウントに関する記載の追記等

令和3年9月1日	15頁、19頁、37頁、38頁	登記事項証明書の添付省略に関する追記等
----------	-----------------	---------------------

目 次

1. 本マニュアルの目的	5
2. 用語の定義	5
3. 届出を要する媒介等業務受託者の範囲	6
(1) 事業法上の要件.....	6
(2) 「媒介等」の意義.....	7
(3) 具体的事例と考え方.....	8
4. 届出の対象となる電気通信役務の範囲と種別	11
5. 届出の手続等	15
(1) 届出手続の流れ.....	15
(2) 留意事項.....	17
6. 届出書の記載方法と必要書類等について	19
7. 届出媒介等業務受託者に課される規律	30
(1) 消費者保護等のための規律.....	30
(2) 変更届出等の提出義務.....	31
(3) 総務大臣への定期報告義務.....	32
8. Q & A	34
9. 届出様式と添付書類	39
10. 届出書の提出先（届出手続等に関する問合せ先）	45

1. 本マニュアルの目的

令和元年5月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に、媒介等業務受託者（いわゆる販売代理店）の届出制度（媒介等業務受託者に対して総務大臣への届出を義務付ける制度）が新設されました。

改正法の施行日（令和元年10月1日）以降、新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、当該業務を行う前に届出を行う必要があります。

本マニュアルは、届出制度の円滑な施行に向け、届出を要する者の範囲を明確化するとともに、届出手続や届出書の記載方法等について解説を行うものです。

なお、改正法は、届出義務の対象となる業務を新たに行おうとする場合の届出（新規届出）のほか、届け出た内容に変更が生じた場合の届出（変更届出）や届け出た業務を廃止した場合の届出（廃止届出）等についても定めていますが、以下では、特記のない限り、新規届出について解説します。

2. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義	関連規定
電気通信役務	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。	事業法第2条
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、事業法第9条の規定による登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出を行った者。	事業法第2条
媒介等業務受託者	電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務又はこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）。	事業法第27条の4
届出媒介等業務受託者	（媒介等業務受託者のうち）事業法第73条の2第1項の規定による届出を行った者。	事業法第73条の2

3. 届出を要する媒介等業務受託者の範囲

(1) 事業法上の要件

事業法第73条の2第1項は、届出の義務を負う者について「ア電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けてイ事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関するウ契約の締結の媒介等の業務をエ行おうとする者」と規定しています。これらア～エの要件について留意すべき点は、下表の通りです。

ア	「電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて」	<p>「媒介等業務受託者」には、2以上の段階にわたる委託を受けた媒介等業務受託者も含まれ、いわゆる2次代理店、3次代理店等も届出義務の対象となります。</p> <p>また、<u>電気通信事業者としての地位を有する者が他の電気通信事業者から委託を受けて下記イ及びウの要件に該当する業務を行おうとする場合も、媒介等業務受託者としての届出を行うことが必要です。</u></p>
イ	「事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する」	<p>「事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務」の具体的な内容は「指定告示において指定する電気通信役務の一覧」（11頁以下の表）を参照してください。専らこれら以外の電気通信役務（例：IP-VPNサービス）の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、届出義務の対象とはなりません。</p>
ウ	「契約の締結の媒介等の業務を」	<p>「媒介等」とは、「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」の3種類の行為を意味し、これらのいずれかの行為を業務として行おうとする者は届出の義務を負います。これら3種類の行為の意義については、次頁以降で説明します。</p> <p>また、<u>媒介等の業務を自ら直接行わず、当該業務を他者に委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）して行うことも、「媒介等の業務」に含まれます。したがって、2次代理店に委託を行う1次代理店や、3次代理店に委託を行う2次代理店も、届出義務の対象となります。</u></p>

		なお、「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行われる活動を意味し、私的な媒介等の行為や1回限りの媒介等の行為を行おうとする者は、届出義務の対象とはなりません。
エ	「行おうとする者」	上記ア～ウの要件に該当する業務を行おうとする者は、当該業務を行う前に届け出る必要があります。

(2) 「媒介等」の意義

「媒介等」とは、「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」の3種類の行為を意味し、これらのいずれかの行為を業務として行おうとする者は届出を行う必要があります。これら3種類の行為の意義は以下のとおりです。

ア 「媒介」

「媒介」とは、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいいます。事業法においては、電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立に尽力する事実行為がこれに該当します。

電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立は、①利用者が契約の締結に向けた意思を形成し、②利用者が当該意思を電気通信事業者に伝達するというプロセスを経ることから、これらのいずれかの段階で実質的な寄与を行う者が「媒介」を行う者となり、具体的には、次の a) 又は b) を行う者が「媒介」を行う者となります。

- | |
|---|
| <p>a) 契約の締結の勧誘（<u>電気通信事業者の単なる手足として活動しているのではなく、自らの判断による勧奨を行っていることが必要</u>）</p> <p>b) 契約の申込みの受領（<u>単なる契約申込書の回収ではなく、申込みの意思を確認していることが必要</u>）</p> |
|---|

上記 a) 及び b) の該当性を判断するに当たっては、個別の業務の実態を踏まえて総合的に判断を行いますが、特に下線部分の該当性を判断する場合には、必要に応じて、委託元である電気通信事業者又は媒介等業務受託者からの報酬形態や報酬額等を考慮します。

イ 「取次ぎ」

「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人の計算において（他人に法律行為の効果が帰属する前提で）、法律行為を引き受ける行為をいいます。事業法においては、自己の名をもって、電気通信事業者に契約の効果が帰属する前提で、利用者からの電気通信役務の提供に関する契約の申込みに対する承諾等を行うことがこれに該当します。

ウ 「代理」

「代理」とは、代理権を有する者が、本人のためにすることを示して意思表示であり、代理権の範囲内で直接本人に法律効果が生じます。事業法においては、電気通信事業者から代理権を与えられた者が、電気通信事業者のためにすることを示して電気通信役務の提供に関する契約の申込み等を行うことがこれに該当します。

（3）具体的事例と考え方

具体的事例についての届出の要否とその考え方を以下に示します。なお、届出義務の対象となる「媒介等」には、「媒介」「取次ぎ」「代理」の3種類がありますが、「取次ぎ」と「代理」への該当性は契約書の名義人から比較的容易に判断することが可能と考えられ、該非が問題となるのは事実上「媒介」の場合に限られると想定されるため、以下では「媒介」への該非を中心に解説します。

また、以下の考え方は、典型的なケースを想定したものであり、業務の内容や形態等によっては、解釈が異なる可能性があることに留意してください。

【届出を要する例】

以下の者が、電気通信事業者や媒介等業務受託者の委託を受けて当該業務を行う場合には、届出を要します。

- ① 携帯電話端末サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者
- ② F T T Hサービス等の電話勧誘を行う者
- ③ 携帯電話端末サービス、F T T Hサービス等の勧誘や契約手続を行う
家電量販店
- ④ C A T Vインターネットサービス等の訪問販売を行う者

【原則として届出を要しない例】

以下の者は、原則として、届出を要しません。ただし、業務の内容や形態等によっては、「媒介」を行うものとして、届出を要する場合もあり得ます。

事例	媒介に係る判断基準	考え方
ア) 不動産会社等が、来店した者に電気通信事業者の作成したパンフレットを頒布する場合	契約の締結の勧誘	<p>単にパンフレットを頒布するだけでは、該当しません。</p> <p>また、パンフレットを頒布する際に、記載された内容を読み上げるだけであれば、該当しません。</p> <p>ただし、パンフレットを頒布する際に、顧客のニーズを踏まえて推奨する電気通信サービスの長所を個別に説明するなど、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。</p>
	契約の申込みの受領	<p>パンフレットを見た利用者が自ら電気通信事業者に対して契約の申込みを行うのであれば、該当しません。</p>
イ) 不動産会社等が、賃貸契約の締結を行う者の個人情報を知り、本人の了解の下で電気通信事業者やその販売代理店に提供する場合	契約の締結の勧誘	<p>単に顧客の個人情報を電気通信事業者やその販売代理店に提供するだけでは、該当しません。</p> <p>ただし、情報提供について本人の了解を得る際に、顧客のニーズを踏まえて推奨する電気通信サービスの長所を個別に説明するなど、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。</p> <p>なお、顧客の個人情報を本人の了解の下で電気通信事業者やその販売代理店に提供することを、業界慣習上、「取次ぎ」と呼ぶことがありますが、この場合の「取次ぎ」は、届出対象となる事業法上の「取次ぎ」（自己の名をもって、他人の計算において、法律行為を引き受ける行為）とは異なります。</p>
	契約の申込みの受領	<p>利用者が自ら電気通信事業者やその販売代理店に対して契約の申込みを行うのであれば、該当しません。</p>
ウ) インターネット上で複数のF T T Hサービスを比較・紹介するウェブサイトを経営する者	契約の締結の勧誘	<p>単に様々なF T T Hサービスを比較・紹介しているにすぎないのであれば、該当しません。</p> <p>ただし、当該ウェブサイトの閲覧を契機として電話やメール等の手段により推奨するF T T Hサービスの長所を個別に説明するなど、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。</p>
	契約の申込みの受領	<p>利用者がウェブサイト上で紹介された電気通信事業者やその販売代理店に直接契約の申込みを行うのであれば、該当しま</p>

		せん。
エ) コールセンター会社が、電気通信事業者の指定した通話先に対して、電気通信事業者が指定した内容の営業活動を行う場合	契約の締結の勧誘	<p>電気通信事業者が通話先や営業活動内容を具体的に指定しており、コールセンター会社の従業員が自ら判断することなく対象サービスの勧奨を行うのであれば、電気通信事業者の単なる手足と評価されるため、該当しません。</p> <p>ただし、電気通信事業者の具体的指示を超えた勧奨行為を自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。</p> <p>該非の判断に当たっては、必要に応じて、委託元の電気通信事業者又は他の販売代理店からの報酬形態や報酬額等を考慮します。</p>
	契約の申込みの受領	契約の申込みの受領を行うことがなければ、該当しません。
オ) 家電量販店が、電気通信事業者に対して、勧誘や契約手続のためのスペースを貸し出す場合（電気通信事業者自身が勧誘や契約手続を行う場合）	契約の締結の勧誘	家電量販店の従業員ではなく、電気通信事業者の従業員が勧誘行為を行うのであれば、該当しません。
	契約の申込みの受領	家電量販店の従業員ではなく、電気通信事業者の従業員が契約手続を行うのであれば、該当しません。
カ) コンビニエンスストア等が、プリペイドSIMの販売を行う場合	契約の締結の勧誘	単にプリペイドSIMを販売するだけであれば、該当しません。
	契約の申込みの受領	プリペイドSIMを購入した利用者が自らオンライン等で電気通信事業者に対して契約の申込みを行うのであれば、該当しません。

4. 届出の対象となる電気通信役務の範囲と種別

前述のとおり、届出の義務を負う者の要件の一つは、事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務について、媒介等の業務を行おうとすることです。

この「事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務」の具体的な内容は、総務省の指定告示（電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件（平成28年総務省告示第106号））により、次頁以下の表のとおり指定されています。したがって、専ら指定された電気通信役務以外の電気通信役務（例：IP-VPNサービス）について媒介等の業務を行おうとする者は、届出を行う必要はありません。

一方、指定された電気通信役務のうち複数のものについて媒介等の業務を行おうとする者は、原則として、複数の電気通信役務について、それぞれ必要事項を記載して届け出る必要があります（届出書自体を複数通提出する必要はありません）。

例外的に、次頁以下の表中で「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」とされている電気通信役務については、複数の電気通信役務ごとに記載を分けず（一つのサービスとして）必要事項を記載することが可能です。

ただし、「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」に該当するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供する電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ分けて記載する必要があることに注意してください。

【指定告示において指定する電気通信役務の一覧】

事業法第26条第1項第1号関係

指定告示の条項		サービス名	解説・備考
第2項	第1号	MNO(※1)の携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第2号	MNOの無線インターネット専用サービス	タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの、モバイルWiMAX及びAXGP(※3)が該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第3号	MVNO(※2)の期間拘束あり無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変更・解約しても月額基本料金を超える違約金が生じるもの(※4)が該当する。自動更新の有無は問わない。また、当初の契約期間の経過後はいつでも違約金なしで解約できるようになるサービスであっても、その当初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じる場合は、該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第4号	MVNOの携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けにMVNOが提供する音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。

※1 自ら電波の割当を受けて携帯電話端末サービス等を展開する事業者

※2 自らは電波の割当を受けず、電波を割り当てられた事業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホやモバイルWi-Fiルーター等向けに独自のサービスを展開する事業者

※3 PHSの次世代システムとして導入されたXGPという通信規格を改良した規格。データ通信規格としてLTEと同列で利用される。

※4 契約期間の経過後、違約金なしで解約できるものも含まれる。

事業法第26条第1項第2号関係

指定告示の条項		サービス名	解説・備考
第3項	第1号	FTTHアクセスサービス(足回り回線)	光ファイバの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス。
	第2号	CATVアクセスサービス(足回り回線)	ケーブルテレビの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス
	第3号	分離型のISPサービス(FTTH及びCATVインターネット向け)	FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合には、それ単体として該当する。

	第4号	分離型のISPサービス（DSL向け）	DSLサービス（ADSL等）の足回り回線部分のサービスとは分離して提供されるISPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービスは、第3号も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。
○複数の電気通信役務が一体提供されているもの			
	第1号・第3号	FTTHインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
	第1号・第3号・第4項第6号	FTTHインターネットサービス（足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供）	
	第2号・第3号	CATVインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
	第2号・第3号・第4項第6号	CATVインターネットサービス（足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供）	

事業法第26条第1項第3号関係

指定告示の条項	サービス名	解説・備考	
第4項	第1号	電話及びISDNサービス	地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。
	第2号	DSLアクセスサービス（足回り回線）	DSLサービスのうち、足回り回線部分を単独で提供するものが対象である。足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの（足回り回線部分の契約を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの）については、下の「複数の役務が一体提供されているもの」を参照。また、両者が分離されている場合のISP部分については、上の指定告示第3項第4号を参照。
	第3号	PHSサービス	PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。
	第4号	公衆無線LANサービス（足回り回線）	—
	第5号	FWAアクセスサービス（足回り回線）	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するサービスが該当する。

	第6号	IP電話サービス	050 IP電話及び0AB～J IP電話が該当する。
	第7号	プリペイドサービス	指定告示第2項第1号～第4号のサービスに係るものが該当する。
	第8号	MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じないサービスが該当する。
	第9号	その他のISPサービス	上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する（移動通信であっても対象）。ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。
○複数の電気通信役務が一体提供されているもの			
	第2号・第3項第4号	DSLインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
	第4号・第9号	公衆無線LANサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	
	第5号・第9号	FWAインターネットサービス（足回り回線とISPサービスの一体提供）	

5. 届出の手續等

(1) 届出手続の流れ

新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、当該業務を行う前に届出を行う必要があります。

届出手続の準備から完了に至る一連の流れは以下のとおりです。

① 必要書類等の準備

届出を行おうとする者（以下「届出者」といいます。）は、まず、以下の3種類の書類等を準備してください。

※以下では新規届出の場合における必要書類等を記載します。その他の届出の場合における必要書類等については、18頁に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

届出書様式ファイル	届出内容を記載する電子ファイルです。 <u>総務省のウェブサイト上※に掲載されているものを、ダウンロードして使用してください。</u>
(個人の場合) 住民票の写し(コピー不可)	届出書に添付する書類です。 <u>届出者が個人の場合には住民票の写しを、発行日から3ヶ月以内のもので準備してください。</u> ※届出者が法人の場合には登記事項証明書の添付が必要でしたが、令和3年9月1日から、添付の省略が可能になりました。
返信用封筒(長形3号)	届出の受付後に、総務省から届出者宛てに届出受付通知書(又は補正依頼通知書)を送付する際に使用する封筒です。 <u>届出者の住所を表面に宛先として記載し、84円切手を貼付してください。</u> 届出受付通知書(又は補正依頼通知書)を確実に送付するため、宛先の記載ミス等がないよう注意してください。

※【届出書様式ファイル掲載先 URL】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

② 届出書の記入・提出

届出書様式ファイルに18頁以降の記入例を参考にして必要事項を入力した上で、プリントアウトしてください。

この届出書本体と、住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもの、コピー不可)、返信用封筒の3点(届出者が法人の場合は2点)をセットにして、本マ

ニュアルの巻末に記載の提出先（所管の総合通信局等の担当課）に提出してください。

提出は、提出先への郵送又は窓口への持参により行ってください。なお、届出書は「信書」に当たるため、郵送する場合は、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があるので注意してください。

届出者以外の者が代理で提出することも可能ですが、届出書の作成自体は、行政書士に委任する場合等を除き、届出者が自分で行う必要があるので注意してください。

③ 届出受付通知書又は補正依頼通知書の受領

総務省は、届出書を受け付けた後、届出書の記入内容に不備がなければ「届出受付通知書」を、届出書の記入内容に不備があれば「補正依頼通知書」を、届出者に送付します。

③-1 届出受付通知書を受領した場合

届出受付通知書は、届出手続が完了したことを証明するものなので、大切に保管しておいてください。

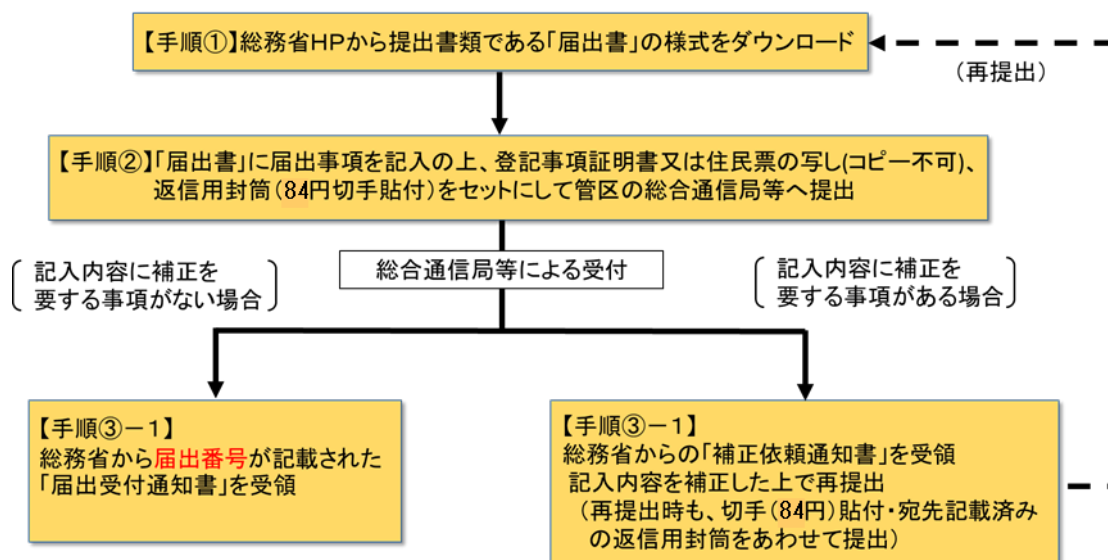
また、届出受付通知書には、届出者ごとに一意に附番される番号（8桁：以下「届出番号」といいます。）が記載されています。後述のように、令和2年4月1日以降は、この届出番号を説明書面に記載する義務が生じています。

③-2 補正依頼通知書を受領した場合

補正依頼通知書に記載された指示を踏まえ、届出書を再度作成し、添付書類（補正依頼通知書と一緒に返送されます。）と返信用封筒（84円切手貼付）を添えて、所管の総合通信局等の担当窓口に提出してください。この際、補正依頼通知書に記載されている補正依頼番号を付記してください。

以上の届出手続の流れを図示すると、次のとおりです。

【届出手続の流れ】



* 新規届出を行った後、取扱っている役務に変更が生じた場合等(変更届出等)

新規届出を行った後、届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更内容を総務大臣に届け出る必要があります(変更届出)。変更届出を行おうとする者は、23頁以下の記入例を参考に、届出書様式ファイルに所定の事項を記載し、本マニュアルの巻末に記載の提出先に届出書を提出してください。

また、届け出た業務を廃止した場合、届け出た業務の全部が合併等により他者に承継された場合、届出媒介等業務受託者たる法人が解散した場合のそれぞれについてもその旨を総務大臣に届け出る必要があります(廃止届出、承継届出、解散届出)ので、本マニュアルの41頁以下の様式を参照し、本マニュアルの巻末に記載の提出先に届出書を提出してください。

(2) 留意事項

ア 業務を開始できる時点

届出書の記載事項に不備がなければ、届出書が総合通信局等に到達した時点で届出の効力が生じます。したがって、改正法の施行後に新たに届出義務の対象となる業務を開始しようとする場合、届出書が総合通信局等に到達した時点から、当該業務を開始することが制度上は可能となります。

しかし、届出書の記載事項に不備があった場合には、届出書が総合通信局等に到達したとしても届出の効力は生じないため、実際上は、届出受付通知書の到着を待って、業務を開始することが望ましいと考えられます。

また、後述のように、令和2年4月1日以降は、届出受付通知書に記載され

た届出番号を説明書面に記載する義務が生じており、届出受付通知書を受領するまでは、實際上、適法に業務を実施することが困難である点に留意してください。

イ 届出情報の公表

利用者等が媒介等業務受託者の届出の有無を確認できるようにすることで、苦情・相談の処理の円滑化等を図るため、総務省のホームページ上で、届出のあった事項のうち次の事項を公表しています。

- ① 届出者の氏名又は名称
- ② 届出者の届出番号
- ③ 届出年月日
- ④ 届出者の法人番号（届出者が法人の場合）

ウ 総務省からの情報提供

届出媒介等業務受託者のより一層の適正な業務運営を促すため、届出媒介等業務受託者に対し、総務省から関連情報（例：国のガイドライン改訂や業界団体の参考となる取組み事例の紹介等）の提供を行う予定です。

エ 届出義務を怠った場合の罰則

新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者が届出を行わずに当該業務を行った場合は、刑事罰（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されることがあります。

6. 届出書の記載方法と必要書類等について

届出書の記載方法については、20 頁以降の記入例を参考に届出書様式ファイルに所定の事項を記載してください。

届出を行う場合の必要書類等については以下のとおりとなりますので、これらのものを準備の上、本マニュアルの巻末に記載の提出先に届出書を提出してください。

※以下では、新規届出以外の場合も含め、届出の種類に応じて、郵送の場合の届出における必要書類等を記載します。

<必要書類等>

・新規届出

1. 届出書様式ファイル
2. 添付書類（届出者が個人の場合は住民票の写し、コピー不可）
3. 返信用封筒（84円切手貼付）を併せて提出してください。

・変更届出

1. 届出書様式ファイル
2. （届出者の住所又は氏名を変更する場合かつ届出者が個人の場合） 住民票の写し
3. （届出者の住所を変更する場合であって、管轄の総合通信局等（届出書の提出先の総合通信局等）が変更になる場合） 返信用封筒（84円切手貼付）

※3の場合にあてはまらない場合であっても、変更の届出が完了した旨の通知を要する場合には、返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください（同封がなされていない場合、通知は発送されません）。

・廃止届出

1. 届出書様式ファイル

※廃止の届出が完了した旨の通知を要する場合には、返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください（同封がなされていない場合、通知は発送されません）。

・承継届出

1. 届出書様式ファイル
2. （届出者が届出媒介等業務受託者ではない場合かつ届出者が個人の場合）、 住民票の写し
3. （届出者が届出媒介等業務受託者ではない場合） 返信用封筒（84円切手貼付）

※3の場合にあてはまらない場合であっても、承継の届出が完了した旨の通知を要する場合には、返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください（同封がなされていない場合、通知は発送されません）。

・解散届出

1. 届出書様式ファイル

※解散の届出が完了した旨の通知を要する場合には、返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください（同封がなされていない場合、通知は発送されません）。

届出様式の記入例（新規届出の場合）

様式第 33（施行規則第 39 条第 1 項関係）

媒介等の業務届出書											
										令和〇〇年〇〇月〇〇日	
総務大臣 殿											
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 (ふりがな)											
① 住所 東京都千代田区霞が関〇〇 (ふりがな)											
② 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎											
③ 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇											
④ 担当部署名 〇〇課											
電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。											
1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）											
⑤ 電話番号		03-〇〇〇〇-〇〇〇〇									
電子メールアドレス		〇〇@〇〇.jp									
2 媒介等の業務に係る電気通信役務 ⑥	3 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			4 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			5 委託に係る再委託の有無 ⑨	6 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別 ⑩			
	氏名又は名称 ⑦	住所	法人番号	氏名又は名称 ⑧	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	○	○		○	
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	○	○		○	
MNOの携帯端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	×				○

記入例の解説（新規届出の場合）

数字は前頁の記入例中の①～⑩に対応します。なお、複数の種類や提供元の電気通信役務を取り扱う場合であっても、届出事項を一葉に整理し、記載してください。

	記載事項	記載方法	変更届出の要否
①	住所	届出者の住所を記載すること。法人である場合は登記上の本店所在地を記載し、その他の場合は本人又は代表者の住民票上の住所を記載すること。	○
②	氏名	当該欄に記載する者が個人である場合にあっては当該者の氏名、法人である場合にあっては当該法人名及び代表者の氏名を記載すること。	○
③	法人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。法人番号がない場合にあっては空欄とすること。	○
④	担当部署名	総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある場合は、名称を記載すること。	×
⑤	電話番号及び電子メールアドレス	連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。ただし、担当部署等の連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や代表のメールアドレスを記載すること。	○
⑥	媒介等の業務に係る電気通信役務	<p>届出者が取り扱う（媒介等の業務の対象となる）電気通信役務の種類について、指定告示における電気通信役務の区分ごとに記載すること。</p> <p><u>この際、具体的な電気通信役務の名称については、指定告示上の名称（例：「仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務」）や具体的なサービス名（例：「〇〇光マンションタイプ」）ではなく、11頁以下の表中の役務の名称（例：「FTTHアクセスサービス（足回り回線）」等）を用いること。</u></p> <p>また、複数の種類の電気通信役務を取り扱う場合には、⑦～⑩までの項目は、それぞれの役務の単位ごとに記載すること。</p> <p>指定告示においては、アクセスサービス（足回り回線部分）と当該回線により提供されるインターネット接続サービス（ISP部分）を区別して規定しているが、足回り回線部分とISP部分が一体として提供されている場合は、11頁以下の表の「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」欄に記載した電気通信役務の名称を用いること。</p> <p>ただし、「複数の電気通信役務が一体提供するもの」に該当するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供する電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ別の行に記</p>	○

		載すること。	
⑦	媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等	<p>届出者が取り扱う（媒介等の業務の対象となる）電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称、住所及び法人番号について記載すること。</p> <p><例></p> <pre> graph LR A[電気通信事業者] -- 委託 --> B[1次代理店] B -- 委託 --> C[2次代理店 (届出者)] </pre> <p>※ 上の図のような委託構造の場合、届出者（2次代理店）は電気通信事業者の名称、住所及び法人番号を記入。</p>	○
⑧	委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等	<p>届出者に直接媒介等の業務を委託する電気通信事業者又は媒介等業務受託者の名称、住所及び法人番号について記載すること。届出者が電気通信事業者から直接委託を受けている場合（いわゆる1次代理店である場合）には、⑦と同じ内容を記載すること。</p> <p><例></p> <pre> graph LR A[電気通信事業者] -- 委託 --> B[1次代理店] B -- 委託 --> C[2次代理店 (届出者)] </pre> <p>※ 上の図のような委託構造の場合、届出者（2次代理店）は1次代理店の名称、住所及び法人番号を記入。</p>	○
⑨	委託に係る再委託の有無	届出者が委託を受ける媒介等の業務を更に他者に再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。	○
⑩	媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別	<p>媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。</p> <p>各販売方法の別の定義は以下のとおり。</p> <p>【店舗販売】: <u>自らの営業所において対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法</u></p> <p>【訪問販売等】: <u>対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、店舗販売に該当しないもの</u></p> <p>【電話勧誘販売】: <u>電話をかけ又は電話をかけさせ、その電話において電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を行う販売方法</u></p> <p>【通信販売等】: <u>対面によらず電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、電話勧誘販売に該当しないもの</u></p> <p>この際、同一の役務に対して複数の販売方法がある場合には、複数項目に「○」を記入すること。また、「契約の締結の勧誘」と「契約の申込みの受領」を異なる販売方法で実施している場合には、各項目に「○」を記入すること。</p>	○

以上の事項のうち、①～③又は⑤～⑩の内容に変更があった場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

届出様式の記入例（変更届出の場合1）
【届出者の住所が変更となった場合】

様式第 34（電気通信事業法施行規則第 39 条第 4 項関係）

媒介等の業務変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
（ふりがな）

住 所 東京都千代田区霞が関××
（ふりがな）

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 〇〇〇〇〇〇〇〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当部署名 〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス
 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇@〇〇.jp

電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	届出者の住所	
② 変更内容	変更前	変更後
	東京都千代田区霞が関〇〇	東京都千代田区霞が関××
③ 変更年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
④ 変更の理由	届出者の登記上の本店所在地に変更があったため	

変更が生じた理由を具体的に
記載すること

届出様式の記入例（変更届出の場合2）
【委託元の媒介等業務受託者が変更となった場合】

様式第 34（電気通信事業法施行規則第 39 条第 4 項関係）

媒介等の業務変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
（ふりがな）

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇
（ふりがな）

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

法人番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

担当部署名 〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス
 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
 〇〇@〇〇.jp

電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等	
② 変更内容	変更前	変更後
	別紙のとおり	別紙のとおり
③ 変更年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
④ 変更の理由	委託を受ける媒介等業務受託者が「株式会社××」から「株式会社●●」に変更になったため <small>（媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者については変更なし）</small>	

変更が生じた理由を具体的に
記載すること

<別紙>

【変更前】

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	○		○	



【変更後】

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
FTTHアクセスサービス（足回り回線）	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関××	0000000 000001	○	○		○	

届出様式(案)の記入例(変更届出の場合3)
【媒介等の業務に係る電気通信役務が追加された場合】

様式第 34 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 4 項関係)

媒介等の業務変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇
(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

法人番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

担当部署名 〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス
 〇 3 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
 〇 〇 @ 〇 〇 . j p

電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	媒介等の業務に係る電気通信役務	
② 変更内容	変更前	変更後
	(新規)	別紙のとおり
③ 変更年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
④ 変更の理由	新たにCATVアクセスサービスについての媒介等の業務の委託を受けたため	

変更が生じた理由を具体的に
記載すること

<別紙>

【変更後】

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
C A T V アクセスサービス (足回り回線)	株式会社 △△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社 ××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	○		○	

記入例の解説（変更届出の場合）

数字は21頁以下の記入例中の①～④に対応します。なお、変更箇所が多数ある等の理由により、様式34の表に変更内容を記載することが難しい場合は、変更前後の内容を記載した様式第33（新規届出）の表を別紙として用いることができます。

	記載事項	記載方法
①	変更事項	<p>変更届出の対象となる以下の事項のうち、変更が生じた事項を記載すること。複数の事項に変更が生じた場合は、該当する事項を全て記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住所 ■ 氏名 ■ 法人番号 ■ 媒介等の業務に係る電気通信役務 ■ 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等 ■ 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等 ■ 委託に係る再委託の有無 ■ 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別
②	変更内容	<p>変更の前後の内容を記載すること。変更箇所が多数ある等の理由により、本欄に変更内容を全て記載することが難しい場合には、22頁から25頁の例のように別紙を付し、様式第33の表を用いて変更箇所を示すこと。この場合、本欄には「別紙のとおり」と記載すること。</p>
③	変更年月日	<p>変更が生じた年月日を記載すること。</p>
④	変更の理由	<p>変更が生じた理由を具体的に記載すること。</p> <p>【理由の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出者の法人名に変更があったため ● 届出者たる法人の代表取締役に変更があったため ● 届出者の登記上の本店所在地に変更があったため ● 委託を受ける媒介等業務受託者が変更になったため ● 「株式会社▼▼」との間の媒介等の業務についての委託契約を解除したため ● 新たに「株式会社◎◎」との間で媒介等の業務についての委託契約を締結したため ● 委託を受ける媒介等業務受託者が「株式会社××」から「株式会社●●」に変更になったため ● 新たにCATVインターネットサービスについての媒介等の業務の委託を受けたため ● FTTNインターネットサービスに係る媒介等の業務に関して、新たに電話勧誘販売を開始したため

7. 届出媒介等業務受託者に課される規律

(1) 消費者保護等のための規律

届出媒介等業務受託者は、消費者保護等のために事業法が定めている以下の規律を遵守する必要があります。

これらの規律のうち、①～⑤の詳細については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照してください。

また、⑥の詳細については、「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」を参照してください。

【届出媒介等業務受託者に課される消費者保護等のための規律】

規律事項	根拠条文
① 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	事業法第 73 条の 3 において準用する事業法第 27 条の 2
電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、「自己の氏名若しくは名称」、「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名若しくは名称」、「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。	
② 提供条件の説明義務	事業法第 73 条の 3 において準用する事業法第 26 条
利用者と電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。 [基本説明事項] <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の連絡先・名称等 <input checked="" type="checkbox"/> 届出媒介等業務受託者の連絡先・名称等 <input checked="" type="checkbox"/> 電気通信役務の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 通信料金等 <input checked="" type="checkbox"/> 契約更新・契約解除に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 初期契約解除に関する事項、確認措置に関する事項 ※ 提供条件の説明は、利用者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、利用者に理解されるために必要な方法・程度による必要がある。	
③ 説明書面への届出番号の記載義務	事業法施行規則第 40 条第 1 項において準用する同施行規則第 22 条の 2 の 3 第 3 項
利用者への電気通信役務の説明等の際に用いられる説明書面に、上記②の基本説明事項等に加え、自らの届出番号を記載しなければならない。 ※ 本義務は、令和 2 年 4 月 1 日以降、適用となった。	
④ 不実告知・事実不告知の禁止	事業法第 73 条の 3 において準用する事業法第 27 条の 2
契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼす重要なものについて、「故意に事実	

を伝えないこと」及び「事実と異なる虚偽の説明を行うこと」を禁止。	
⑤ 勧誘継続行為の禁止	事業法第 73 条の 3 において準用する 事業法第 27 条の 2
利用者が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、同一の電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を継続することを禁止。	
⑥ 通信料金と端末料金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの禁止	事業法第 73 条の 3 において準用する 事業法第 27 条の 3

（２）変更届出等の提出義務（事業法第 73 条の 2 第 2 項から第 5 項まで）

届出媒介等業務受託者は、届けた内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更の内容を総務大臣に届け出る必要があります（**変更届出**）。例えば、次のような場合には、変更届出が必要となります。

- 届出媒介等業務受託者の住所（本店所在地）が変更になった。
- 届出媒介等業務受託者の委託元が追加された。
- 届出媒介等業務受託者が取り扱う（契約の締結の媒介等の業務を行う）電気通信役務が追加された（例：新たに F T T H サービスも取り扱うこととなった）。
- 届出媒介等業務受託者が行う契約の締結の媒介等の販売方法が追加になった（例：新たに電話勧誘販売を行うこととなった）。

また、媒介等の業務を廃止したときも、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る必要があります（**廃止届出**）。

他方、届出に係る事業の全部が他者に譲渡されたり、届出媒介等業務受託者である法人の合併や分割が行われたり、届出媒介等業務受託者である個人について相続が発生したりした結果、届出媒介等業務受託者としての地位の承継が生じたときは、当該地位を承継した者が、その旨を総務大臣に届け出る必要があります（**承継届出**）。

また、届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合は、破産管財人）がその旨を総務大臣に届け出る必要があります（**解散届出**）。

各届出の様式については、37 頁以下を参照してください。

(3) 総務大臣への定期報告義務(事業法第166条第1項、電気通信事業報告規則第4条の11)

届出媒介等業務受託者のうち、事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務(11頁を参照)を取り扱う者は電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第4条の11の規定に基づき、

①営業所その他事業所で利用者に対して対面により媒介等の業務(店舗販売)を行っている者は当該営業所その他の事業所の所在地及び名称

②当該媒介等の業務について他の媒介等業務受託者に再委託を行っている者は当該業務の再委託先の媒介等業務受託者の名称等

を、令和3年以降、毎年度終了後2か月以内(毎年4月から5月末まで)に総務省が指定する電子システム(以下、「販売代理店定期報告システム」という。)から総務大臣に定期的に報告する必要があります。

○販売代理店定期報告システムを掲載している総務省HPについて

「総務省 電気通信消費者情報コーナー 販売代理店届出制度」内「販売代理店の報告制度」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/146657.html

報告対象者はシステムにログインの上、期限までに報告を行う必要があります。

○ログインアカウントについて

令和3年3月末までに届出を行った届出媒介等業務受託者のうち、届出情報に基づく報告の義務がある者には、令和3年4月初旬～中旬にかけてメールまたは郵送でログイン用のアカウントについて、登録の手続きの案内を通知させていただきます。

<アカウント登録手続の通知の発送形式について>

- ・届出時にメールアドレスの記載がある場合：電子メールで通知
- ・届出時にメールアドレスの記載がない場合：届出に記載の住所に郵送で通知

令和3年4月から同年6月までに届出を行った届出媒介等業務受託者については、報告期間が終了するまでに前述の総務省HPからシステムのアカウントの登録及び報告を行っていただくようお願いします。

令和3年7月以降に届出を行った届出媒介等業務受託者のうち、届出情報に基づき、報告の義務がある者には、届出書に記載したメールアドレスをアカウントIDとして、その登録に関するメールを送付いたしますため、アカウント登録をご自身で行っていただく必要はございません。ただし、令和4年からの報告に

当たっては、システムにログインするためにパスワードの設定を行う必要があり、パスワードの設定については令和4年4月1日以降に案内のメールを送付させていただく予定ですので、メールアドレスの管理は厳重に行っていただくようお願いいたします。

システムに関する具体的な操作方法や報告に当たっての注意事項等については、前述の総務省HPにマニュアル類を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

【総務大臣への定期報告事項】

	報告事項	報告内容
①	営業所その他の事業所の所在地等	届出者の営業所等のうち、店舗販売の形態で業務を行うものの名称及び所在地を報告してください。
②	再委託先の媒介等業務受託者	届出者が届出に係る媒介等の業務を更に他の媒介等業務受託者に再委託している場合には、 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託に係る電気通信役務の区分及び電気通信事業者の名称 ・再委託先の媒介等業務受託者の名称、法人番号、連絡先及び届出番号 を報告してください。
③	参考事項	届出者において、利用者保護のために取り組んでいる事項等がある場合に、その旨を報告してください。 例えば、総務省の協力・支援の下、(一社)全国携帯電話販売代理店協会が事務局となって実施している「あんしんショップ認定制度」の認定を受けている場合には、その旨を報告してください。

8. Q & A

Q 1 電気通信事業者が自身の通信サービスの勧誘や契約申込みの受領を行う場合にも、媒介等業務受託者としての届出が必要なのか。

A 1 電気通信事業者が自らの電気通信サービスの勧誘や契約申込みの受領を行う際は、電気通信事業者としての登録・届出を行っていれば問題なく、媒介等業務受託者としての届出は不要です。ただし、電気通信事業者であっても、他社の電気通信サービスの勧誘や契約申込みを行うのであれば、別途、媒介等業務受託者として届出を行う必要があります。

Q 2 コールセンターやイベント会社等が、電気通信事業者の社名を名乗り、接客や外部からの問合せに対応する際、商品説明や申込みの受領を行うケースがあるが、この場合も媒介等業務受託者として届出の対象となるのか。

A 2 契約の締結の勧誘に際し、電気通信事業者の単なる手足として活動している場合や、契約の申込みの受領に際し、単なる契約申込書の回収のみを行っている場合、届出を行う必要はありません。

ただし、勧誘に際して自らの判断による勧奨を行っていたり、申込書の受領に際して利用者から申込みの意思確認を行っている場合は、届出の対象となります。

Q 3 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者も届出が必要か。

A 3 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者であっても、事業法 26 条第 1 項各号（11 頁以降参照）に掲げる電気通信役務を取り扱っている場合は、届出が必要となります。

Q 4 届出の要否の判断に迷う場合、どうすればよいか。

A 4 本マニュアルの巻末に記載の問合せ先（所管の総合通信局等の担当課）に、業務の具体的な内容（例：契約の申込みの受領を行っているか、自らの判断による勧誘を行っているか、委託契約の形態はどうなっているか等）を伝えた上で、届出の要否を相談してください。

なお、総合通信局等において判断しかねる場合には、総務本省に相談するこ

とになるため、回答に時間を要する場合がありますことに留意してください。

Q 5 届出の申請は店舗単位なのか、委託元の電気通信事業者単位なのか、販売代理店を運営する法人単位なのか。

A 5 媒介等業務受託者を対象とした届出制度は販売代理店を運営する法人単位での届出を求めるものであり、店舗毎や委託先の電通通信事業者毎に届出を行っていただく必要はありません。

Q 6 届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、届出手続が完了するまでは、業務を開始してはならないのか。

A 6 届出の対象となる業務を行おうとする者は、業務開始までに届出手続を完了しないと、当該業務を実施することはできません。仮に届出を行わずに当該業務を行った場合には、刑事罰（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されることがあります。

Q 7 届出書を提出してから届出受付通知書を受け取るまで何日くらいかかるのか。

A 7 新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、届出書に不備がある場合等に備え、可能な限り業務開始予定日の3週間前までに届出書を提出するようにしてください。

Q 8 届出書を提出後、届出書の内容に誤り（事実と異なる点）があることに気づいた場合、どうすればよいか。

A 8 届出書を提出後、届出書の内容に誤りがあることに気づいた場合は、総務省からの「届出受付通知書」又は「補正依頼通知書」の到着を待って、訂正の手続をしてください。

具体的には、届出受付通知書が到着した場合は、当初の届出手続は既に完了していますので、訂正すべき内容を改めて「変更届出」として届け出てください。

他方、補正依頼通知書が到着した場合は、補正依頼通知書の指示に従って届出書を再度作成・提出する際に、訂正すべき内容も反映してください（その際、

どの箇所を自主的に訂正したか分かるようにしてください)。

Q 9 届出の対象となる電気通信役務(事業法第26条第1項各号の電気通信役務)が指定告示の改正によって追加された場合、当該役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行っている者は、新たに届出をする必要があるのか。

A 9 指定告示の改正により、事業法第26条第1項各号の電気通信役務(以下「対象役務」といいます。)が追加された場合、追加された役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行っている者は、届出が必要になります。

その際、追加された役務以外の対象役務の提供に関する契約の締結の媒介等もを行っている者は「変更届出」を、追加された役務の提供に関する契約の締結の媒介等のみを行っている者は「新規届出」を、それぞれ提出する必要があります。

この場合、変更届出は「遅滞なく」行う必要があります、新規届出は指定告示の改正が行われてから起算して1か月以内に行う必要があります(電気通信事業法施行規則第39条第8項)。

Q 10 説明書面に届出番号を記載する義務(27頁)について、届出書の提出から一定期間は当該義務の適用を猶予するなどの経過措置はないのか。

A 10 当該義務の適用に関して特段の猶予はないため、新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、業務開始までに届出受付通知書を受領し、当該義務を履行できるよう、余裕をもって(可能な限り業務開始予定日の3週間前までに)届出書を提出するようにしてください。

Q 11 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者も届出が必要とのことだが、この場合、契約の相手方が法人であっても説明書面に届出番号を記載する義務(27頁)は課せられるのか。

A 11 説明書面に届出番号を記載する義務は、提供条件の説明義務の一環として、今回の法改正で新たに課される義務であり、提供条件の説明義務と同様、法人を対象とした契約の場合は対象外となります。

Q 12 電子メールやFAXを用いて届出を行うことはできないのか。

A 12 届出書について、電子メールでの提出を希望する場合は、届出書の提出先となる管轄の総合通信局等にご相談下さい。(FAXによる提出は受け付け

ていません。)

Q 1 3 電子申請システムを用いてインターネット上で届出を行うことはできないのか。

A 1 3 電子申請システムを用いた届出の受付については、将来的に検討していきます。

なお、届出媒介等業務受託者による総務大臣への定期報告については、29頁を参照して下さい。

Q 1 4 届出媒介等業務受託者が、合併や営業譲渡等により、他の届出媒介等業務受託者が行っている届出業務の全部を引き継いだ場合、どのような手続が必要となるのか。

A 1 4 届出媒介等業務受託者（A）が、他の届出媒介等業務受託者（B）が行っている届出業務の全部を引き継いだ場合、Aは、Bの届出媒介等業務受託者としての地位を承継したことになるため、遅滞なく「承継届出」を提出する必要があります。また、Bの届出業務を引き継ぐ結果、A自身の届出業務の内容が変更となる場合には、遅滞なく「変更届出」も提出する必要があります。この場合の承継届出と変更届出は、同時に（郵送の場合は1つの封筒に同封して）提出して下さい。

Q 1 5 令和3年以降、届出媒介等業務受託者は、店舗情報等を総務大臣に定期的に報告する義務が課せられるとのことだが、具体的にどのような手続が必要となるのか。

A 1 5 届出媒介等業務受託者のうち、事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務（11頁を参照）を取り扱う者は、令和3年以降、毎年5月末までに、同年3月末時点の営業所その他の事業所の所在地等の状況について、総務大臣に報告する必要があります。報告の方法等については、29頁を参照して下さい。

Q 1 6 届出者が法人の場合、なぜ登記事項証明書の添付を省略できるのか。

A 1 6 国の行政機関間で法人の登記情報を連携・共有する仕組みが整ったことから、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律

第百五十一号) 第十一条に基づき、媒介等業務受託者の届出手続きにおいては令和3年9月1日より登記事項証明書の添付を省略することとしました。

Q 1 7 届出者が個人の場合、住民票の写しの添付を省略することはできないのか。

A 1 7 住民票の写しの添付省略については、将来的に検討していきます。

9. 届出様式と添付書類

様式第 33 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 1 項関係)

媒介等の業務届出書											
年 月 日											
総務大臣 殿											
郵便番号 (ふりがな)											
住 所 (ふりがな)											
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)											
電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。											
1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)											
電話番号											
電子メールアドレス											
2 媒介等の業務に係る電気通信役務	3 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			4 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			5 委託に係る再委託の有無	6 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行つている場合には「○」、行つていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
- ・届出者の氏名又は名称
 - ・届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - ・届出年月日
 - ・届出者の法人番号
 - ・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】届出者が個人である場合には住民票の写しを添付してください。

様式第 34 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 4 項関係)

媒介等の業務変更届出書		
		年 月 日
総務大臣 殿		
郵便番号 (ふりがな)		
住 所 (ふりがな)		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することと。)		
届出年月日及び届出番号		
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)		
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)		
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)		
電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により、届け出ます。		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

- 注 1 「変更事項」の項には、電気通信事業法第 73 条の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までの別又は第 39 条第 3 項各号の別を記載すること。
- 2 「変更内容」の項の記載に当たっては、変更前後の内容を記載した様式第 33 の表を別紙として用いることができる。この場合にあつては、「変更前」又は「変更後」の項に「別紙のとおり」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【添付書類】届出者の住所又は氏名に変更があった場合は届出者が個人である場合は、住民票の写しを添付してください。

様式第 35 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 5 項関係)

媒介等の業務承継届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することと。)	
地位を承継した者が届出媒介等業務受託者であつた場合は、その届出年月日及び届出番号	
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第 2 条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)	
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	
届出媒介等業務受託者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第73条の 2 第 3 項の規定により、届け出ます。	
承継年月日	
被承継者	
承継理由	
承継した届出媒介等業務受託者に係る届出年月日及び届出番号	

注 1 「承継理由」の項には、「事業の全部を譲渡」、「合併」、「分割」又は「相続」の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】「承継理由」の項に記入した事由 (事業の全部の譲渡、合併、分割又は相続) があつたことを証明する書類を添付してください。

また、届出者が届出媒介等業務受託者ではない場合は、届出者が個人である場合は、住民票の写しを添付してください。

様式第 36 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 6 項関係)

媒介等の業務廃止届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること と。)	
届出年月日及び届出番号	
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第 2 条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載すること。)	
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メール アドレスを記載すること。)	
媒介等の業務を廃止したので、電気通信事業法第73条の 2 第 4 項の規定によ り、届け出ます。	
廃止年月日	
廃止した業務	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【添付書類】 特にありません。

様式第 37 (電気通信事業法施行規則第 39 条第 7 項関係)

解散届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
届出年月日及び届出番号	
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第 2 条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)	
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	
届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の 2 第 5 項の規定により、届け出ます。	
解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の届出年月日及び届出番号	
解散年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

【添付書類】 特にありません。

10. 届出書の提出先（届出手続等に関する問合せ先）

届出書の提出先は、届出者の本店所在地（個人であれば住所）を管轄する総合通信局等の担当課です。届出手続や届出の要否に関する問合せも、管轄の総合通信局等の担当課に行ってください。

総合通信局等 (担当課)	連絡先	所在地	管轄区域
北海道総合通信局 (電気通信事業課)	011-709-2311 (内線 4705)	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	北海道
東北総合通信局 (電気通信事業課)	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎内(13F)	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 (電気通信事業課)	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号 九段第 3 合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 (電気通信事業課)	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局 (電気通信事業課)	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 (電気通信事業課)	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局 (電気通信事業課)	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 44 号 大阪合同庁舎 1 号館	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国総合通信局 (電気通信事業課)	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局 (電気通信事業課)	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局 (電気通信事業課)	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 (情報通信課)	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階	沖縄県